

足寄町障がい者活躍推進計画

機関名	足寄町
任命権者	足寄町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
足寄町における障害者雇用に関する課題	令和6年6月1日現在の障がいのある職員の雇用状況は、実雇用率が2.81%となり法定雇用率2.8%を達成しているが、令和8年7月からは法定雇用率が3.0%に引き上げられることから、今後も積極的な障がい者の採用活動を進める必要がある。
目標	
1. 採用に関する目標	各年6月1日時点の障がいのある職員の法定雇用率を達成する。 （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年任免状況通報に合わせ人事記録を基に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課総務室長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、総務課職員担当に相談窓口を設置し適切に対応する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	新規採用又は部署異動その他必要に応じて面談を行い、職員と業務の適切なマッチングができているかの点検・検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○職務環境 ・必要に応じて職員の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ・新規に採用した職員については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、職員からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用 以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○その他人事管理 ・必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ・必要に応じて職員からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した措置を行う。 ・中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。

4. その他	足寄町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。
--------	--